

大泉町設備導入奨励金交付事業の実施について

大泉町設備導入奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

生産能力拡大等のための設備等を導入した事業者に対して奨励金を交付することで、本町の工業の活性化を促進することを目的とします。

2 内容

補助対象者	<p>町内において製造業を営む事業者であって、次のいずれにも該当するものとします</p> <ol style="list-style-type: none">1 町内の事業所に交付対象設備を令和5年1月2日から令和8年1月1日までの間に導入した者2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営んでいない者3 町税を完納している者 <p>※ 「交付対象設備」とは、大泉町町税条例により、固定資産税の課税客体となる償却資産課税台帳に登録されている償却資産であって、次の目的のための設備をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 生産能力拡大のための設備2 生産の合理化・省力化のための設備（太陽光発電設備については対象外とします。）3 新製品・新技術の研究開発のための設備 <p>※ 「町税」とは、大泉町町税条例に規定する町税をいいます。</p>
補助対象経費	<p>新たに導入した交付対象設備に賦課された固定資産税に相当する額の合計額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。）について補助を行います。</p>
交付金額	<p>補助対象経費に10分の9を乗じた額とし、上限額は500万円とする。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none">1 奨励金の交付に関し必要と認めるときは、奨励金の交付申請者又は交付を受けた者に対し、現地調査又は奨励金に係る関係書類の検査を行います。2 交付対象設備について他の公的助成を受けた場合は、当該交付対象設備は、この要項による奨励金の対象としません。

3 交付手続

<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>新たに導入した交付対象設備に初めて固定資産税が賦課される日（その年度の4月1日をいいます。）から翌年の3月31日までに、大泉町設備導入奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象設備の内容及び奨励金の算出根拠等（様式第2号） 2 町税等調査閲覧同意書（様式第3号） 3 償却資産申告書及び種類別明細書の写し 4 設備の写真又はカタログ 5 賃貸借契約書（リース物件の場合） 6 その他必要と認める書類
<p>奨励金の交付時期等</p>	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当であると認めるときは、大泉町設備導入奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知します。</p> <p>当該通知を受けたときは、大泉町設備導入奨励金支払請求書（様式5号）により補助金の請求をしてください。当該請求書が届き次第、補助金を交付します。</p>
<p>奨励金の返還等</p>	<p>奨励金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。 2 この要項に規定する奨励金の交付の要件に違反したとき。 <p>また、既に奨励金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>

4 各種様式

<p>申請書等の様式</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町設備導入奨励金交付申請書（様式第1号） 2 対象設備の内容及び奨励金の算出根拠等（様式第2号） 3 町税等調査閲覧同意書（様式第3号） 4 大泉町設備導入奨励金交付決定通知書（様式第4号） 5 大泉町設備導入奨励金支払請求書（様式第5号）
----------------	--

5 事業期間

<p>期 間</p>	<p>令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</p>
------------	------------------------------

6 担当部署

<p>大泉町経済振興課 電話0276（63）3111</p>
